

高知工業高等専門学校教学 I R 室規則

制 定 令和4年7月21日

(設置)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に高知工業高等専門学校教学 I R 室（以下「教学 I R 室」という。）を置く。

(目的)

第2条 教学 I R 室は、本校の教学マネジメント実施に係る教学情報の収集及び調査分析を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 教学 I R 室は、次の業務を行う。

- (1) 教育・学修に関する目標達成に係る教学情報（学生の入学前から在学中、卒業後までのデータ及び本校の教学実施に係るデータ等）の収集及び分析に関すること。
- (2) エンロールメント・マネジメントや PDCA サイクルの仕組みに繋げる活用方法の検討に関すること。
- (3) その他教学 I R に関すること。

(組織)

第4条 教学 I R 室は、本校の教職員により次の室員で組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 校長が指名する教員 若干人
 - (4) 学生課長
 - (5) その他校長が特に必要と認めた者
- 2 室長に事故ある時は、副室長がその職務を代行する。職務を代行する副室長は予め、室長が指名する。
- 3 室長は必要がある場合、副室長に担当を命じることができる。

(運営)

第5条 教学 I R 室の円滑な運営を図るため、教学 I R 室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 室長は、必要に応じ室員を招集し、連絡会を主宰する。
- 3 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を連絡会に出席させて意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(教学情報の収集)

第7条 教学 I R 室は、校長、副校長、主事の意見に基づき、室長が指示する教学情報を収集する。

- 2 教学 I R 室は、第 2 条に基づく使用目的以外の目的で教学情報を収集してはならない。
- 3 学科、専攻科及びセンター等の長は、教学情報の提供及び有効活用について協力を行うものとする。

(教学情報の分析・管理)

第 8 条 情報処理センター及び教育研究支援センターの長は、教学 I R 室が収集した教学情報を分析・管理するにあたり、支援を行うものとする。

- 2 収集した教学情報における個人情報の取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則の定めるところによる。
- 3 守秘義務を課す教学情報の取扱いは、本校諸規則の定めるところによる。

(教学情報の利用制限)

第 9 条 収集した教学情報は、第 3 条に掲げる業務以外に用いてはならない。

- 2 教学情報並びに分析結果の提供・公開については、校長の決裁をもって行うものとする。

(事務)

第 10 条 教学 I R 室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 2 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行後、最初に就任する委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。